

自転車交通に係る関係者ヒアリングの概要について

ヒアリング対象者

< 自転車事故被害者の御遺族 >

松田 勢津子 氏

< 自転車事故の加害者 >

A 氏 (匿名希望)

< 交通事故被害者の御遺族 >

和氣 みち子 氏 (公益社団法人被害者支援センターとちぎ 理事)

< フードデリバリーサービス事業関係者 >

西村 健吾 氏 (Uber Japan 株式会社 政府渉外・公共政策部長)

< 関係団体関係者 >

高木 寿明 氏 (公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部調査役)

稲田 浩二 氏 (公益社団法人日本バス協会 常務理事)

松谷 輝矢 氏 (一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 常務理事)

①自転車事故の御遺族：松田勢津子氏

【交通安全教育関係】

- 自転車は自動車の仲間であり、自転車利用者にも交通ルールを遵守する義務があることを認識させることが重要だと思う。

【指導取締り関係】

- 現行の交通反則通告制度の手続を自転車の交通違反にも利用した方がよいと考える。行政制裁金だと、逃げた者勝ちのような感じがする。
- 納付率が高いのは、違反を認めている方が大半であることを示しており、違反を認めずに反則金を納付しないのであれば、現行のように刑事手続で正々堂々と真偽を争えばよいと考える。
- 自転車が自動車と同じ交通反則通告制度の対象になったとしても、多くの方は自身が犯した行いに対し、反則金を支払うと思う。

【全般・その他】

- 自転車は、年齢を問わず、誰でも乗れる身近で便利な乗り物だが、その乗り方によっては、人を死亡させてしまう凶器にもなり得るということを皆さんに知ってほしい。
- また、悪質・危険な自転車利用者はしっかりとその行為を改めてほしい。
- 自転車の利用者全員が交通ルールを守り、安全で快適に自転車を利用できるような社会の実現を望む。

②自転車事故の加害者：A氏

【本件事故について】

- 事故を起こす前、いつも事故時と同じような状況（無灯火、イヤホン装着、ながらスマホ）で自転車に乗っていた。まさか自分が事故を起こすなんて夢にも思わなかったというのが正直なところ。

【自転車のルール等について】

- 個人的には、小・中・高の中では、小学生に対して自転車の安全教育を徹底してやるべきだと思う。小学生は素直であり、吸収力も定着力も一番あるのではないかと思う。
- 小学生の時に正しいルールを学び、その知識を持った状態で年齢を重ねていくことが大事ではないか。

【自転車の交通違反に対する効果的な違反処理の在り方について】

- 交通反則通告制度の適用の方がよい。大きな事故を起こす前に、違反したことの危険性を分からせ、反則金を支払ってもらうことで次は気を付けようという抑止力になる。
- 特に大学生のような若い人には金銭的な負担は重いので、効果があるのではないか。

【全般・その他】

- 自転車であっても、普段意識していない何気ない行動で相手方を死亡させてしまうような事故を起こし得ることなどを皆さんに知ってほしい。自転車だからと決して甘く考えないでほしい。

③交通事故の御遺族：（公社）被害者支援センターとちぎ 和氣みち子理事

【交通安全教育関係】

- こども（孫）に自転車の乗り方や交通ルールを教えるのは親である。ところが、その親や周りの大人が自転車のルールやマナーを正しく理解していないのが現状。正しい交通ルールを身に付けるためには、幼少期に交通ルールを正しく覚えるのが大切だと思う。

【指導取締り関係】

- 被害者の立場から申し上げると、自転車の交通違反を交通反則通告制度の対象とした方がよいのではないかと思う。
- 実際、自転車が歩行者に衝突した死亡事故も発生している。自転車事故も自動車事故も、被害者は同じ車両による交通犯罪の被害者であることに変わりはない。自動車と同じように扱うべきだと思う。
- 自動車を運転している時に、パトカーや制服姿の警察官を見るとピリッとする。そして、そこで「何か違反をしていないかな」と自分の背中を振り返る。だから、自転車に対しても、自動車と同じような取締りが必要だと思う。

【全般・その他】

- 自転車が車の仲間という意識がないのが現状であり、今の社会では、自転車は車の仲間ではないという感覚が普通だと思う。まずは意識を変えることが必要である。

④フードデリバリーサービス事業者：ウーバー・ジャパン（株） 西村健吾政府渉外・公共政策部長

【交通安全教育関係】

- 配達パートナー（配達員）とはアプリを通じての接触が中心のため、登録に当たり交通安全に関する教育動画の受講を稼働の前提とすることや、稼働前に「交通安全チェックリスト」をアプリ上に表示し、交通安全に関するルール等を確認した上で稼働するような仕組みを導入している。
- さらに、警察や各自治体が発行する交通安全啓発情報に関する資料をタイムリーに提供するなど、配達パートナーの交通安全意識の向上と促進を図っている。

【指導取締り関係】

- 配達中に交通違反をした際に、手続に長時間を要する場合には大幅な配達遅延や配達自体がキャンセルになってしまう可能性がある。そのため、配達業務自体に影響を与えることのないよう、数分程度といった迅速な違反処理のスキームであればありがたい。
- 自転車の交通違反を交通反則通告制度の対象とし、青切符で処理できるようになれば、処理時間が短く配達パートナーの拘束時間を短縮できるという点において受け入れやすい。

【全般・その他】

- 新たな制度が導入された際には、その啓発とともに、交通ルールへの理解促進とその遵守に対する意識向上を配達パートナーに呼び掛ける予定である。警察とも連携して広報活動や啓発を行いたい。
- 本制度の詳細な制度設計においては、フードデリバリー業界を挙げて貢献したいと考えている。是非制度設計の検討メンバーとして、業界団体である（一社）日本フードデリバリーサービス協会にもお声掛けいただきたい。

⑤関連団体関係者：（公社）全日本トラック協会 高木寿明交通・環境部調査役

【交通安全教育関係】

- 初任運転者等を対象とした社内教育等に活用する「事業用トラックドライバー研修テキスト」を作成、随時改訂し、自転車の行動特性に応じた配慮をするよう安全教育を実施している。
- 例えば、対自転車事故では「安全不確認」が多いこと、交差点左折時は自転車を見落としやすいこと、左方からくる自転車はミラーの死角に入ることがあることなど、具体的なシチュエーションごとの危険予測ポイントを提示し、自転車との事故防止ポイントを示している。

【指導取締り関係】

- 特に交差点において発生する事故では、左折時の自転車巻き込み事故が多いことが示しているように、交通ルールを守らない悪質・危険な自転車利用者に対する取締りの強化は必要であると考えており、しかるべき責任追及はすべきだと考える。
- 交通反則通告制度の適用によって自転車利用者が安全運転に努めることにより、自転車関連事故が減少するのであれば、同制度を適用することは考えられるところ。
- ただし、幼児・児童等が成人と同様に交通違反であることを認識できるかどうかなどは不明であるので、同制度の適用に当たっては慎重に検討すべきと考える。

【全般・その他】

- 警察、行政、団体等が連携・協働し、各種活動に取り組んでいく必要がある。

⑥関連団体関係者：（公社）日本バス協会 稲田浩二常務理事

【交通安全教育関係】

- 交差点等における重大事故を防止するため、幼児や高齢者が絡んだ事故事例や自転車巻き込み事故事例等を活用した危険予知教育訓練を充実するとともに、「交差点右左折時には横断歩道の手前で一旦停止する」、「発進時にはアンダーミラーによる直前横断者を確認する」、「歩行者、自転車、電動キックボード等他者の動向に注意する」という習慣を確実に習得させるなどの安全教育を徹底することとしている。
- ドライブレコーダーの事故・ヒヤリハット映像を活用し、運転者の運転特性等を確認した教育を実施している。

【指導取締り関係】

- 左折時の自転車巻き込み事故の場合には、自転車利用者側が交通ルールを守っていないことに起因するケースもあると考えられるため、そのような自転車利用者に対する取締りは強化すべきだと考える。悪質・危険な交通違反をする自転車利用者の責任を追及することは必要だと思う。
- 交通ルールの遵守が必要なことから、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用には賛成であり、同制度の適用によって自転車利用者が安全運転に努めることで、関連事故が減少することを希望する。

【全般・その他】

- 自転車利用者に対する交通事故専門家による講座受講、警察機関等と連携した小学校、中学校、高校等地域の方々との交通安全教室等を行い、交通ルール遵守の啓発をお願いしたい。
- 普通自転車専用通行帯の整備をお願いしたい。未整備のまま自転車の車道走行の指導が進むと、バスは専ら道路の左側車線を走行するため、速度差のある自転車と同じ車線を走行することとなるため、バスの遅延等、定時運行に支障が生じる傾向にある。

⑦関連団体関係者：（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会 松谷輝矢常務理事

【交通安全教育関係】

- 各県協会の委員を集めた「交通安全委員会」を年2回開催し、国土交通省、警察庁、有識者等を講師として招聘しているほか、事故状況の分析資料、健康起因事故の防止対策マニュアル等を発行するなど、各種交通安全対策を推進している。
- 事業者によっては、ヒヤリハット事例等のドラレコ画像を活用して防衛運転や死角に関する安全教育を実施している。

【指導取締り関係】

- 自転車については、信号無視、一時不停止、逆走、複数台の並走、無灯火、スマホを見ながらの運転、イヤホン装着運転等、車両であることの認識の欠如が顕著であるような違反が多く、正しいルールを認識させる必要があると考える。
- 悪質・危険な交通違反に対しては刑事手続の適用（赤切符による処理）を、軽微な交通違反には交通反則通告制度の適用（青切符による処理）をそれぞれするべき。自転車も自動車と同等の制裁は必要であると考える。
- 指導教育を徹底した上で、悪質・危険な違反者に対しては厳重な指導取締りを望む。

【全般・その他】

- 歩道を傍若無人に走行する幼児二人乗り自転車やロードバイクが多く、普通自転車専用通行帯の拡大など自転車と歩行者の通行空間の分離が必要。
- 自転車、電動キックボード等のヘルメット着用を徹底していただきたい。